

○熊本県少年警察活動に関する訓令

平成20年9月1日
本部訓令第16号

熊本県少年警察活動に関する訓令(平成14年熊本県警察本部訓令第15号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条—第4条)

第2節 幹部の職務(第5条—第7条)

第3節 少年警察活動のための組織(第8条—第13条)

第4節 早期発見及び報告(第14条・第15条)

第2章 一般的活動

第1節 地域的な非行防止施策の推進(第16条・第17条)

第2節 街頭補導(第18条・第19条)

第3節 少年相談(第20条—第22条)

第4節 継続補導(第23条—第26条)

第5節 少年の社会参加活動等(第27条・第28条)

第6節 情報発信(第29条—第31条)

第7節 有害環境の排除(第32条・第33条)

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則(第34条—第40条)

第2節 犯罪少年事件の捜査(第41条—第50条)

第3節 触法調査(第51条—第67条)

第4節 ぐ犯調査(第68条—第80条)

第5節 不良行為少年の補導(第81条・第82条)

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動(第83条—第85条)

第2節 福祉犯に係る活動(第86条・第87条)

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動(第88条—第90条)

第5章 記録(第91条—第97条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年警察活動に関する手続、留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)、少年法(昭和23年法律第168号)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)、熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語)

第2条 この訓令において使用する用語は、特に規定するもののほか、少年法及び少年警察活動規則において使用する用語の例による。

(少年警察活動の基本)

第3条 警察職員は、少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明及び犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるよう にすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携・協働)

第4条 少年警察活動は、次に掲げるものとの連携及び適切な役割分担の下に協働して行うものとする。

- (1) 県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、保護観察所、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に係る業務を行う機関
- (2) 少年補導員、少年指導委員及び少年サポーター(第39条第3項第4号において「少年警察ボランティア」という。)、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体

第2節 幹部の職務

(警察本部長の職務)

第5条 警察本部長は、少年警察活動の重要性を認識した上で、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、警察職員の合理的配置、装備資機材及び施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 警察本部長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連携の保持に配慮するとともに、警察と関係機関、ボランティア等との連携・協働の促進強化を図るものとする。

3 警察本部長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(警察署長の職務)

第6条 警察署長(少年警察活動を行う警察本部の所属の長を含む。)は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、次に掲げる事項を自ら行うものとする。ただし、熊本県警察の犯罪捜査に関する訓令(昭和43年熊本県警察本部訓令甲第22号)第2条に規定する本部長指揮事件等、警察本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として別段の定めがあるものは、この限りでない。

(1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。

(2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはが犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し及び面接(捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。)の要否及び方法を決定すること。

(3) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。

(4) 関係機関への送致若しくは送付又は通告(第3章第3節及び第4節を除き、以下「送致等」という。)その他の措置を決定すること。

(5) 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。

(6) 継続補導の要否を決定すること。

(7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。

(8) その他少年警察活動に関し必要と認めること。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定は、警察署長の職務について準用する。

(警察署の各級幹部の職務)

第7条 刑事官、生活安全課長等、警察署(警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の属する所属を含む。)の少年警察活動に責任のある各級幹部は、部下職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、警察本部長又は警察署長が直接指揮すべき事件又は事案として、別段の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 少年その他関係者の呼出し又は面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

第3節 少年警察活動のための組織

(少年事件指導官)

第8条 警察本部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に少年事件指導官を置く。

2 少年事件指導官は、少年の心理、少年事件の捜査又は調査、少年審判の手続等に精通した警部以上の階級にある警察官の中から、警察本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)が指名する。

3 少年事件指導官は、非行少年に係る事件の捜査又は調査が少年の特性に特に配慮しつつ行なわれるよう生活安全企画課長の指揮を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 少年事件指導官は、少年担当警察官(生活安全企画課又は警察署生活安全課若しくは刑事・生活安全課に所属し、少年警察活動を担当する警察官をいう。以下同じ。)が次に掲げる事件の捜査又は調査を行う場合において、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

ア 犯罪少年事件(犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。)であるもの

イ 触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるもの

(2) 少年担当警察官以外の警察官が次に掲げる事件の捜査又は調査を行う場合において、当該事件主管課と密接な連絡を保ち、当該事件の捜査主任官等により前号に定めるものと同様の指導が的確に行われるよう助言すること。

ア 前号アに掲げる事件

イ 本部長指揮事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるもの

(3) 次条に定める少年事件選別主任者及び第10条に定める少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者)

第9条 生活安全企画課及び警察署に少年事件選別主任者(以下「選別主任者」という。)を置く。

2 生活安全企画課の選別主任者は生活安全企画課課長補佐(特捜)を、警察署の選別主任者は生活安全課長又は刑事・生活安全課長をもって充てる。

3 選別主任者は、第39条第5項及び第6項の規定により意見を求められた場合においては、同条第3項各号に掲げる事項を勘案の上、同条第1項の措置の選別及び同条第2項の処遇上の意見の決定に際し意見を述べるものとする。

(少年事件選別補助者)

第10条 生活安全企画課及び警察署に少年事件選別補助者(以下「選別補助者」という。)を置く。

2 生活安全企画課の選別補助者には生活安全企画課特捜係長を、警察署の選別補助者には生活安全課又は刑事・生活安全課の少年警察活動を担当する係(以下「少年担当係」という。)の係長をもって充てる。

3 選別補助者は、選別主任者を補助するとともに、選別主任者が不在の場合においては、これに代わってその職務を行うものとする。

(肥後っ子サポートセンター)

第11条 少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を効果的に実施するため、生活安全企画課に肥後っ子サポートセンター(少年警察活動規則第2条第14号の少年サポートセンターをいう。以下同じ。)を置く。

2 肥後っ子サポートセンターの組織、運営要領等については、別に定める。

(少年補導職員)

第12条 少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、肥後っ子サポートセンターに少年補導職員を置くものとする。

2 少年補導職員は、前項の少年警察活動に必要な知識及び技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから、警察本部長が命ずる。

(被害少年カウンセラー)

第13条 被害少年に対するカウンセリング、カウンセリングを担当する警察職員に対する指導及び助言その他被害少年のカウンセリングに関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、肥後っ子サポートセンターに被害少年カウンセラーを置くものとする。

2 被害少年カウンセラーは、前条の少年補導職員であつて、心理学その他のカウンセリングに関する専門的知識を有するものうちから、警察本部長が命ずる。

第4節 早期発見及び報告

(早期発見)

第14条 警察職員は、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の非行防止又は保護のため、街頭補導及び少年相談を適切に実

施するとともに、警察の各部門間及び関係機関との連携を図り、あらゆる職務執行の機会をとらえてこれらの少年の早期発見に努めなければならない。

(報告等)

第15条 警察職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、次に掲げる事項を所属長に速やかに報告しなければならない。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の執った措置
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の規定による報告は、次に掲げるところに従い行うものとする。

- (1) 犯罪少年に係る報告は、犯罪捜査規範に定める書式によること。
- (2) 触法少年、ぐ犯少年及び児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年に係る報告は、少年事件・事案調査報告書(別記様式第1号)によること。

3 所属長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を、発見地又は少年の居住地を管轄する警察署の署長及び生活安全企画課長(児童虐待を受けたと思われる児童に関するものについては、人身安全対策課長)に速やかに連絡しなければならない。

第2章 一般的活動

第1節 地域的な非行防止施策の推進

(地域的な非行防止施策)

第16条 警察署長は、少年の非行を防止するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域について、当該地域内の関係機関、住民等の協力の下に、少年の非行を防止するための計画(次条において「非行防止地区計画」という。)その他地域的な非行防止施策を立案し、及びその実施に努め、並びに他の機関が立案し、及び実施するこの種の計画に積極的に協力するものとする。

(地域的な非行防止施策推進上の留意事項)

第17条 警察署長は、非行防止地区計画の立案及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の指定に当たっては、広過ぎて効果が行き渡らないこととならないようにすること。
- (2) あらかじめ関係機関、ボランティア等と密接に連携・協働できる体制を確立すること。

(3) 非行防止地区計画は、状況に応じ段階的に区分し、絶えずその成果を検証して改訂するなど、実情に即応したものとすること。

(4) 地域内における情報発信を特に活発に行うこと。

第2節 街頭補導

(街頭補導の効果的実施)

第18条 警察職員は、街頭補導を実施する場合は、公園、駅、風俗営業等の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他の少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、態勢を整えて行うなど効果的に実施するように努めるものとする。

2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関、ボランティア等と協働するように配慮しなければならない。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにするものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第19条 警察職員は、街頭補導に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 警察官にあつては警察手帳、少年補導職員にあつては少年補導職員の証（別記様式第1号の2）を提示して自らの身分を明らかにすること。

(2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮すること。

(3) 公共の場所以外の施設等で行う場合においては、当該施設等の管理者の同意を得ること。

第3節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第20条 警察職員は、少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年担当係以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年担当係に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年担当係に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

3 前項本文の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継ぎ先、連絡方法等必要な事項を説明しなければならない。

(少年相談実施上の留意事項)

第21条 警察職員は、少年相談の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年相談は、原則として警察施設において行うこととするが、必要に応じて関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。
- (2) 少年相談に関連して、少年警察活動に属しない事案の相談を受けたときは、当該事案を処理すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をすること。

(少年相談の記録)

第22条 警察職員は、少年相談を受けたときは、相談の処理状況を明らかにしておかなければならない。

第4節 継続補導

(継続補導の対象)

第23条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言、指導その他の補導を継続的に実施するものとする。なお、特定少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって、少年法第6条の6第1項の規定により送致すべきもの又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべきもののいずれにも該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべきものに該当しないもの
- (4) 不良行為少年
- (5) 保護観察中又は児童福祉施設入所中の少年であって、保護者から支援の求めがあり、保護観察所又は児童福祉施設の長に対し、本活動の趣旨及び保護者が支援を求めていることを連絡し、協力要請がなされたもの

(継続補導の取扱い)

第24条 警察署長は、警察署において取り扱った少年について、肥後っ子サポートセンターの支援を受けて継続補導を実施する必要があると認めるときは、サポート活動対象少年発見報告書(別記様式第2号)により生活安全企画課長に連絡するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による連絡を受けたときは、肥後っ子サポートセンターの警察職員に継続補導を実施させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、継続補導に係る少年の居住地と肥後っ子サポートセンターの所在地との距離その他の事情から、継続補導を実施させることが適切であると生活安全企画課長が認めたときは、警察署長は、当該警察署の少年担当係において継続補導を実施させることができるものとする。

- 4 生活安全企画課長は、肥後っ子サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、肥後っ子サポートセンターの警察職員に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めるときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができるものとする。
- 5 第3項及び前項ただし書の規定により、警察署の少年担当係において継続補導を実施する場合には、肥後っ子サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について肥後っ子サポートセンターの指導を受けるものとする。

(継続補導実施上の留意事項)

第25条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、少年のプライバシーに配慮し、保護者の同意（特定少年については、本人の同意）を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。

(継続補導実施経過の記録)

第26条 警察職員は、継続補導を実施したときは、別に定める書面を作成し、処理の状況を明らかにしておかなければならない。

第5節 少年の社会参加活動等

(関係機関等との協力等)

第27条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動など、少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の醸成に資するための体験活動(次条において「少年の社会参加活動等」という。)については、必要に応じて、関係機関、ボランティア等と協力して行い、及びこれらのものが実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第28条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性をいかして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第6節 情報発信

(情報発信)

第29条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な

知見が関係機関における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮しなければならない。

(基礎資料の整備活用)

第30条 警察職員は、少年の非行の防止と保護を図る施策に資するため、常に、少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めなければならない。

(少年の規範意識の啓発)

第31条 少年担当係においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、関係機関、ボランティア等との協力の下に行わなければならない。

第7節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第32条 警察職員は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境(以下この条及び次条において「有害環境」という。)があることを知った場合においては、直ちに、当該有害環境の発見地を管轄する警察署長に報告するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による報告を受けた場合は、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある機関に適切な措置を執るよう連絡するなど有害環境を排除するため適切な措置を執るものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第33条 生活安全企画課長及び警察署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動及び酒類販売業者、たばこ販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(捜査又は調査を行う部門)

第34条 警察本部長及び警察署長は、犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則としてこれを少年担当警察官に行わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査又は調査については、この限りでない。

(1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件

(2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
 - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年担当警察官以外の警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
 - (5) 交通法令違反(犯罪統計細則(昭和46年警察庁訓令第16号)第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (6) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷行為等処罰法」という。)に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長又は警察署長が少年担当警察官以外の警察官に担当させることが適切であると認める事件
- 2 警察本部長及び警察署長は、前項ただし書の規定により少年非行に係る事件の捜査又は調査を少年担当警察官以外の警察官に担当させる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう次の点に配慮するものとする。
- (1) 選別主任者に捜査又は調査の経過について常に把握させること。
 - (2) 必要があると認めるときは、少年担当警察官に少年に対する面接を行わせること。
 - (3) 少年担当警察官に次に掲げる支援を行わせること。
 - ア 少年の特性に配慮した捜査及び調査の実施のために必要な指導、教養又は助言
 - イ 少年の取調べ又は質問の用に供するための適切な場所の提供(捜査又は調査に伴う措置)

第35条 警察職員は、非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(年齢の確認)

第36条 警察職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法(明治40年法律第45号)、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に行為時及び現在の当該少年の正確な年齢を確認しなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第37条 警察職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 捜査又は調査は、関係機関への送致等の措置を執るべきかどうかを決定し、並びに非行少年の処遇及び当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。

- (3) 先入観に捕らわれ、又は推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 捜査又は調査が著しく遅延することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者支援の観点においても適当でないことから、迅速な捜査又は調査に努めること。
- (5) 犯罪少年事件の捜査に当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連携を密にすること。この場合においては、警察本部長又は警察署長の指揮の下に行うものとする。
- (6) 触法調査又はぐ犯調査に当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を関係機関に連絡し、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ進めること。

(新聞発表等の際の留意事項)

第 38 条 犯罪少年事件については、当該少年の氏名及び住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表しないものとし、また、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって、当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

- 2 触法少年事件の報道機関に対する発表は、その性質上、特に慎重に判断するものとする。前項前段の規定は、触法少年事件を報道機関に発表する場合について、準用する。
(措置の選別及び処遇意見の決定)

第 39 条 警察署長(少年警察活動を行う警察本部の所属の長を含む。以下この条において同じ。)は、非行少年について送致等の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第 2 1 4 条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれによるべきか及び送致等の措置を執る場合はいずれの機関に行うべきかを的確に選別しなければならない。

- 2 警察署長は、非行少年について送致等の措置を執る場合(簡易送致を除く。)は、最も適切と認められる処遇上の意見を付して行わなければならない。
- 3 前 2 項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定は、次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、「非行少年の再非行のおそれ」については、捜査又は調査の結果から客観的に判断しなければならない。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の原因及び動機
- (3) 非行少年の再非行のおそれ
- (4) 非行少年の保護者(保護者に代わるべき者を含む。以下同じ。)の実情、当該少年の非行の防止及び立ち直りに向けた保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体又は少年警察ボランティアの意見

- 4 通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種、被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況、環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断しなければならない。
- 5 警察署長は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合は、選別主任者の意見を聴くものとする。
- 6 警察署長は、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等について、選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車運転死傷行為等処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件若しくは触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものに限る。

(送致等に関する留意事項)

第40条 非行少年の送致等に当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者に対して、送致等の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等を行う非行少年について、将来における非行のおそれ大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう、送致等先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件捜査の基本)

第41条 警察官は、犯罪少年事件の捜査については、犯罪捜査規範第203条及び第204条の規定に基づき、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。
- (2) 少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めること。

(明らかにすべき事項)

第42条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たっては、犯罪捜査規範第205条の規定に基づき、事実の存否及び態様の捜査のみならず、次に掲げる事項についても調査しておかなければならない。

- (1) 犯罪の原因及び動機
 - (2) 少年の性格、行状、経歴、教育程度、交友関係、居住地の環境、家庭の状況及び学校又は職場の状況
 - (3) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるボランティア等の有無等
- (呼出し上の留意事項)

第43条 警察官は、捜査のため、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、犯罪捜査規範別記様式第7号の呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 捜査のために少年の被疑者を呼び出す場合においては、犯罪捜査規範第207条の規定に基づき、原則として保護者に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、少年が虐待を受けるおそれがあるとき、就職先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他保護者に連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 少年の被疑者を呼び出す場合においては、当該少年が無用な不安を抱かないよう、呼出しを行う時期、時間、方法、場所等次に掲げる事項に配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (3) 私服を用いるなど少年の近隣、友人等に目立たないようにすること。
 - (4) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察官が家庭へ出向くこと又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
- 4 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者に同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めなければならない。
- 5 被害者その他の参考人として少年を呼び出すときは、前各項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮しなければならない。
- 6 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、保護者が少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮しなければならない。
- 7 少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、犯罪捜査規範別記様式第8号の呼出簿に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかななければならない。

(取調べ上の留意事項)

第44条 警察官は、少年の被疑者の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 取調べの場所は、事務室等一般人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。

- (3) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
 - (5) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 2 少年の被疑者の取調べを行う場合においては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意するものとする。
 - 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置の制限)

第 45 条 警察官は、少年の被疑者については、犯罪捜査規範第 208 条の規定により、できる限り逮捕、留置その他の強制措置を避けるものとする。

- 2 警察官は、少年の被疑者について、やむを得ず逮捕、留置その他の強制措置を決定し、又は執行する場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 少年の年齢、性格及び非行歴、犯罪の態様、留置施設の状況、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
 - (2) 強制措置の執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。
 - (3) 留置する場合には、少年法第 49 条第 3 項の規定に基づき、20 歳以上の者と分離し、かつ、原則として個別に収容すること。ただし、少年法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第 49 条第 3 項の規定は適用しない。
 - (4) 留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者に連絡すること。

(指紋の採取等)

第 46 条 少年の被疑者の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて、少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮しなければならない。特定少年の被疑者についても同様である。

(親告罪等に関する措置)

第 47 条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について、告訴がなされないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関へ送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様である。

2 前項の場合においては、みだりに被害者を呼び出すなど被害者の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

3 当該少年を送致する場合には、被害者が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

4 前 3 項の規定は、少年が親族であるため刑を免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合について準用する。

(所持物件の措置)

第 48 条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者に預けさせ、当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、「ぐ犯調査に関する書類の作成について」(令和 4 年 3 月 31 日付け警察庁丙少発第 2 2 号。以下「警察庁が定めるぐ犯調査書類」という。)別記様式第 3 号の受領書を徴するなど物件の措置の経緯を明らかにする措置を講じなければならない。

(余罪の捜査)

第 49 条 警察官は、少年の被疑者に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮しなければならない。

2 余罪の捜査は、これが遅延すれば、既に送致した事件に係る審判が終了した後に余罪の取調べを行うなど当該少年の立ち直りを妨げることにもつながることから、迅速かつ的確に行わなければならない。

(書類の作成)

第 50 条 警察官は、少年の被疑者について送致等を行う場合であって、送致等先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要があると認めるときは、犯罪事実の存否及び犯罪の情状の立証に必要な事項以外の事項に関する書類を作成し、及び徴するものとする。

第 3 節 触法調査

(触法調査の基本)

第 51 条 警察職員は、触法調査を行うに際しては、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、少年法第6条の5に基づく警察官による押収、搜索、検証及び鑑定嘱託の権限を適正に行使し、非行事実を的確に解明しなければならない。
- 3 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること、被誘導性及び被暗示性が特に強いことなどの特性を有することに鑑み、他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

(調査すべき事項)

第52条 触法調査においては、少年警察活動規則第16条の規定に基づき、次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 事件の事実、原因及び動機
- (2) 少年の性格、行状、経歴、教育程度、交友関係、居住地の環境、家庭の状況及び学校又は職場の状況
- (3) 少年の非行防止及び立ち直りに協力することができるボランティア等の有無等
(触法調査を行うことができる警察職員)

第53条 警察本部長は、少年補導職員のうち、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第6条の2第3項の警察職員として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
 - (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
 - (3) 低年齢少年等の特性を踏まえた質問その他の調査要領
- 2 前項の規定により指定された警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受けた場合に限り触法調査を行うものとし、かつ、触法調査を行うに当たっては、上司である警察官の指示に従わなければならない。

(調査指揮)

第54条 警察本部長及び警察署長は、少年警察活動規則第17条の規定に従い、犯罪捜査規範第16条から第19条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定に準じて、触法調査の調査指揮に当たるものとする。

(調査主任官)

第55条 警察署長は、個々の触法少年事件について、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるため、警部以上の階級にある警察官の中から調査主任官を指名するものとする。ただし、これにより難しいときは、警部補又は巡査部長の階級にある警察官の中から指名することができる。

- 2 調査主任官は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。

- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管状況を常に把握すること。
 - (3) 調査方針を立てること。
 - (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関する報告を求めること。
 - (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対し指導教養を行うこと。
 - (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、警察署長から特に命ぜられたこと。
- 3 警察署長は、調査主任官を指名したときは、「調査主任官指名簿の様式について」(平成19年10月31日付け警察庁丙少発第42号)別記様式第1号の調査主任官指名簿に所定事項を記載するものとする。
 - 4 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任等)

第56条 警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(以下この節において「少年」という。)及び保護者に対し、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関等についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者(少年及びその保護者)又は付添人から両者が連署した選任届を提出させるものとする。この場合において、選任届を受理した警察職員は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第57条 警察職員は、触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)別記様式第39号の呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合においては、原則として当該少年の保護者に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、証拠隠滅のおそれが著しいときその他保護者に連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年を呼び出す場合においては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ないときを除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。
- 4 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う時期、時間、場所、方法等について、少年が無用な不安を抱かないよう留意するとともに、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。
 - (1) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (2) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (3) 私服を用いるなど少年の近隣、友人等に目立たないようにすること。
 - (4) 少年の保護者を呼び出す場合においても、保護者が少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮すること。
 - (5) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
- 5 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者に同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めなければならない。
- 6 被害者その他の参考人として少年を呼び出すときにも、前各項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮しなければならない。
- 7 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(質問上の留意事項)

第58条 少年の質問を行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けること。
- (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
- (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。

- (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。
- (捜査手続との区別)

第 59 条 警察官は、犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制措置)

第 60 条 触法調査に係る搜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、少年警察活動規則第 2 1 条の規定によるものとする。

2 警察官は、触法調査においては、できる限り強制措置を避けるものとする。強制措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に検討し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮しなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明したときの措置)

第 61 条 警察官は、逮捕した少年の行為が 1 4 歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により、少年の身柄を釈放する場合には、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、少年を緊急逮捕したときは、釈放した後であっても逮捕状を請求するとともに、逮捕手続書に既に釈放した旨を記載するものとする。

3 捜査としての搜索等により証拠物を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠物の還付手続を開始しなければならない。この場合において、当該証拠物を引き続き必要とするときは、次条の規定により措置しなければならない。

- 4 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の発付を得ている場合であって、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還しなければならない。この場合において、触法調査のための捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(所持物件の措置)

第 62 条 警察官は、触法少年事件の証拠物及び少年法第 24 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する物件については、同法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

- 2 少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。
- 3 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)第 2 条に規定する還付公告は、押収物公告(別記様式第 3 号)により行うものとする。この場合において、公告をした日から 6 か月以内に還付の請求がないときは、当該物件は、熊本県に帰属する。
- 4 警察署長は、前項の規定により熊本県に帰属した押収物については、押収物県帰属調書(別記様式第 4 号)を作成し、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)及び熊本県物品取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 20 号)の定めるところにより、熊本県に引き渡すものとする。
- 5 第 48 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の場合のほか警察官が非行防止上少年に所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見した場合について準用する。

(触法少年事件の送致又は通告)

第 63 条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、少年警察活動規則第 22 条(同条第 1 項第 2 号を除く。)、第 23 条及び第 24 条の定めるところにより行うものとする。

- 2 警察職員は、触法調査の過程において、当該少年が要保護児童(低年齢少年である要保護少年をいう。以下この項において同じ。)であると認めたときは、様式を定める訓令別記様式第 37 号の児童通告書により通告するとともに、警察職員の職務等に関する規則別記様式の調査概要結果通知書により、要保護児童の措置を執る際に参考となる事項を通知するものとする。

- 3 警察職員は、児童相談所に通告するに当たり、急を要し、児童通告書を作成するいとまがない場合は、電話又は口頭により通告し、その内容を記載した様式を定める訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書を、事後に送付すること。
- 4 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(一時保護に係る留意事項)

第64条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、かぎをかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。ただし、一時保護に留置施設を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 少年の保護者に一時保護した旨を速やかに連絡すること。

(指導教養)

第65条 警察本部長及び警察署長は、触法調査に従事する警察職員に対し、低年齢少年の特性その他の職務執行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該警察職員の調査能力の向上に努めるものとする。

- 2 警察本部長及び警察署長は、指導教養の充実強化を図るため、指導教養を実施する警察職員の専門性の向上、教養資料の整備及び活用、学識経験者等による講義の実施等に努めなければならない。

(触法調査関係書類の作成)

第66条 触法調査のために作成する関係書類の様式については、調査概要結果通知書のほか、様式を定める訓令等に定めるところによるものとする。

- 2 警察官は、触法少年事件を送致し、又は通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、様式を定める訓令別記様式第32号の触法少年事件送致書又は児童通告書のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書(様式を定める訓令別記様式第3号の申述書をいう。以下同じ。)その他必要な書類を作成するものとする。
- 3 少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。
- 4 警察職員は、触法調査(低年齢少年に係るぐ犯調査を含む。)の調査報告書若しくは申述書の作成で継紙が必要なとき又は調査書類作成のため必要なときは、調査用紙(別記様式第5号)を使用するものとする。

(準用規定)

第 67 条 触法調査については、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、少年警察活動規則第 3 章第 2 節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第 1 2 章の規定を準用するものとする。

第 4 節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第 68 条 警察官は、犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者(以下この節において「少年」という。)を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

3 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であること、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること、被誘導性及び被暗示性が特に強いことなどの特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

(調査すべき事項)

第 69 条 ぐ犯調査においては、少年警察活動規則第 2 9 条の規定に基づき、次に掲げる事項について調査するものとする。

(1) 事件の事実、原因及び動機

(2) 少年の性格、行状、経歴、教育程度、交友関係、居住地の環境、家庭の状況及び学校又は職場の状況

(3) 少年の非行防止及び立ち直りに協力することができるボランティア等の有無等

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第 70 条 第 5 3 条第 1 項の規定により指定された警察職員は、少年警察活動規則第 2 8 条の定めるところにより、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

2 第 5 3 条第 2 項の規定は、前項の警察職員がぐ犯調査を行う場合について準用する。

(調査指揮)

第 71 条 第 5 4 条の規定は、ぐ犯調査の指揮について準用する。

(調査主任官)

第 72 条 第 5 5 条の規定は、ぐ犯少年事件(ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。)における調査主任官について準用する。この場合において、第 5 5 条第 3 項中「別記様式第 1 号」とあるのは、「別記様式第 2 号」と読み替えるものとする。

(呼出し上の留意事項)

第73条 警察職員は、ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出すに当たっては、原則として保護者に連絡するものとする。ただし、保護者に連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮しなければならない。
- 4 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者に同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めなければならない。
- 5 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。特に、少年が低年齢少年である場合は、無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。

(質問上の留意事項)

第74条 第44条の規定は、ぐ犯少年事件(低年齢少年に係るぐ犯少年事件を除く。)の調査のための質問について準用する。この場合において、同条中「少年の被疑者の取調べ」とあるのは「少年に対する質問」と、「取調べ」とあるのは「質問」と読み替えるものとする。

- 2 低年齢少年に係るぐ犯少年事件の調査のための質問については、少年警察活動規則第32条第2項及び第3項に定めるところによるほか、第58条の規定を準用する。

(所持物件の措置)

第75条 警察職員は、少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合において、当該物件を預かった警察職員は、警察庁が定めるぐ犯調査書類別記様式第1号の預り書を作成するとともに、保護者の申述書を作成し、預り書の写しを当該少年又は保護者に交付するなどして、当該物件の預かりの経緯を明らかにしなければならない。

- 2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、警察庁が定めるぐ犯調査書類様式第2号の任意差出書とともに、その物件の提

出を求めるものとする。この場合においては、提出者に任意差出書の写しを交付するなどして、その経緯を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する場合において、被害者その他の権利者に物件を返還するときは、警察庁が定めるぐ犯調査書類別記様式第3号の受領書を徴するものとする。

4 第48条の規定は、第1項に定める物件のほか少年の非行の防止上、所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見した場合について準用する。

(ぐ犯少年事件の送致又は通告)

第76条 ぐ犯少年事件の送致又は通告は、少年警察活動規則第33条の定めるところによるものとする。この場合においては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

2 児童相談所に通告するに当たり、急を要し、児童通告書を作成するいとまがない場合は、電話又は口頭により通告し、その内容を記載した様式を定める訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書を、事後に送付すること。

(緊急措置)

第77条 家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が、緊急に保護しなければならない状態にあり、かつ、補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、少年を警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとする。第64条の規定は、この場合について準用する。

(一時保護に係る留意事項)

第78条 第64条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合について準用する。

(指導教養)

第79条 第65条の規定は、ぐ犯調査に従事する警察職員に対する指導教養について適用する。

(ぐ犯調査関係書類の作成)

第80条 ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式については、様式を定める訓令の定めるところによるものとする。

2 警察官は、ぐ犯少年事件を送致し、又は通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、様式を定める訓令別記様式第33号のぐ犯少年事件送致書又は児童通告書のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

- 3 少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

第5節 不良行為少年の補導

(不良行為少年の種別及び態様)

第81条 不良行為少年として、少年補導の対象となる行為については、別表に掲げる種別及び態様の行為であって、犯罪の構成要件又は犯要件(少年法第3条第1項第3号に規定する犯事由及び犯性をいう。)に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるものとする。

(不良行為少年の発見及び補導)

第82条 警察職員は、不良行為少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促す等必要な注意を行い、又は非行防止その他健全育成上必要な助言を行うものとする。

- 2 前項の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でない認められる場合は、少年警察活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、監護上又は指導上必要な措置を促すものとする。

- 3 警察職員は、保護者又は関係者への連絡が必要と認めるときは、少年補導票(別記様式第6号)を作成し、速やかに所属長に報告するものとする。

- 4 原則として、保護者又は関係者に対する連絡の要否は選別主任者又は選別補助者が判断するものとし、その連絡は少年担当係が行うものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第83条 警察職員は、被害少年に対し、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再被害防止のための助言又は指導等必要な支援を実施するものとする。

- 2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第84条 少年担当係の警察職員は、前条に定めるもののほか、被害少年の精神的打撃を軽減するため特に必要と認める場合には、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を行うものとする。

- 2 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、被害少年カウンセラーその他臨床心理学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意しなければならない。

- 3 第24条から第26条までの規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(新聞発表等の際の留意事項)

第85条 警察署長は、少年が被害者である事件又は事案について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第86条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

- 2 警察署長は、少年担当警察官以外の警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年担当警察官が捜査し、又は調査している事案と密接な関係がある場合においては、必要に応じ、少年担当警察官に捜査させるものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第87条 警察職員は、福祉犯の捜査に当たっては、第83条及び第84条に規定する被害少年に対する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 警察本部長又は警察署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係機関に連絡して再発防止のための取組を促し、地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置を執るものとする。

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(児童相談所への通告)

第88条 警察職員は、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所に通告するに当たっては、速やかに、児童通告書又は口頭により行うものとする。なお、児童虐待事案については、その事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く通告するものとする。

- 2 警察職員は、口頭により通告したときは、その内容を記載した様式を定める訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書を、事後に送付すること。
- 3 警察職員は、第1項の通告を必要としない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(一時保護に係る留意事項)

第89条 第64条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合について準用する。ただし、第64条第1項第3号に規定する保護者への連絡は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動)

第90条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、児童の生命及び身体の安全を確認し、又は確保することを最優先とし、組織的な対応を図るものとする。

- 2 警察職員は、児童虐待事案又はその疑いのある事案を認知したときは、速やかに少年担当係に連絡しなければならない。
- 3 警察官は、前項の場合において、急を要すると認めるときは、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 4 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害回復のためのカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。
- 5 警察署長は、児童虐待防止法第10条の規定によるに基づく援助の求めがあった場合においては、その求めを行った者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

第5章 記録

(少年補導票)

第91条 少年補導票は、当該少年の居住地を管轄する警察署(以下「居住地警察署」という。)の少年担当係において保管しなければならない。この場合において、居住地警察署以外の所属において少年補導票を作成したときは、当該所属の長は、少年補導票の原本を居住地警察署の署長に送付するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、生活安全企画課を通じて送付しなければならない。

(非行歴照会・回答書等)

第92条 警察官は、送致等のため非行少年等について家庭裁判所に非行歴を照会した場合には非行歴照会・回答書(別記様式第7号)を、警察署(所属する警察署が居住地警察署である場合を含む。)に補導歴を照会した場合には補導歴照会・回答書(別記様式第8号)を、それぞれ作成するものとする。

(少年事件処理簿)

第93条 触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、警察署の少年担当係に様式を定める訓令別記様式第44号の少年事件処理簿を備え付け、調査指揮、事件の送致又は通告その他事件処理の経過を記載するものとする。この場合においては、特に第6条第1項各号に掲げる事項について明らかにしておかなければならない。

- 2 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条の定めるところによる。

(少年事案処理簿)

第94条 不良行為少年、被害少年、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、警察署の少年担当係に「少年事案処理簿及び少年カードの様式について（通達）」（令和4年3月31日付け警察庁丙少発第23号。以下「様式についての通達」という。）別記様式第1号の少年事案処理簿を備え付け、事案の処理状況を記載するものとする。この場合においては、特に第6条第1項第6号及び第7号に掲げる事項について明らかにしておかなければならない。

（令状請求簿）

第95条 第60条に規定する令状を請求したときは、警察署の少年担当係に備え付ける様式を定める訓令別記様式第45号の令状請求簿に、請求の経緯、発付後の状況等を記載しておかなければならない。

（少年カード）

第96条 送致等の措置をとった非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷行為等処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、様式についての通達別記様式第2号の少年カードを作成し、当該少年の居住地警察署の少年担当係において保管しなければならない。

2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。

3 第91条第2項の規定は、少年カードについて準用する。

（身柄請書）

第97条 警察職員は、犯罪少年の取調べ、触法少年又はぐ犯少年に対する質問、少年補導等を実施した場合で、少年の身柄を保護者に引き渡したときは、当該少年の保護者から身柄請書（別記様式第9号）を徴するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月16日本部訓令第17号）

この訓令は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成24年10月25日本部訓令第9号）

この訓令は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成27年3月13日本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年3月24日から施行する。

附 則(平成27年6月1日本部訓令第6号)
この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日本部訓令第11号)
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月25日本部訓令第16号)
この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年5月24日本部訓令第9号)
この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日本部訓令第5号)
この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則(令和2年2月17日本部訓令第3号)
この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月6日本部訓令第4号)
この訓令は、令和2年3月18日から施行する。

附 則(令和3年3月19日本部訓令第3号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日本部訓令第1号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月31日本部訓令第9号)
この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

※ 別表(略)

※ 別記様式(略)